

第22回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項
(3) 企業集団の主要な事務所の状況
2. 会社役員に関する事項
(3) 責任限定契約・補償契約
5. 新株予約権等に関する事項
6. 会計監査人に関する事項
(4) 会計監査人に関するその他の事項
8. 業務の適正を確保するための体制
9. 特定完全子会社に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.anicom.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供させていただきます。

アニコム ホールディングス株式会社

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(3) 企業集団の主要な事務所の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都新宿区	2000年7月5日

(注) 会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

② 子会社

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
アニコム損害保険株式会社	本社	東京都新宿区	2006年1月26日
アニコムパフェ株式会社	本社	東京都新宿区	2004年12月24日
アニコムフロンティア株式会社	本社	東京都新宿区	2005年2月25日
アニコム先進医療研究所株式会社	本社	東京都新宿区	2014年1月24日
株式会社シムネット	本社	宮城県仙台市	2001年3月2日

(注) 1. 本表には、子会社等のうち重要なものを記載しております。

2. いずれの子会社も、会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

3. 前連結会計年度において連結子会社であったアニコム キャピタル株式会社は、2021年6月30日に清算終了したことにより、連結子会社から除外しております。

2. 会社役員に関する事項

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
福 山 登 志 彦 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
井 上 幸 彦 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
渋 澤 健 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
田 中 栄 一 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
岩 本 康 一 郎 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
須 田 邦 之 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
武 見 浩 充 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。

5. 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(4) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」については、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人の能力・体制、監査遂行状況とその結果、又は独立性等について、監査役会の定める評価基準に従って総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合、その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定いたします。

8. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、グループの取締役及び使用人（以下、役職員という）が遵守すべき基準として「グループ倫理規範」を定め、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。また、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、以下のとおりコンプライアンス体制を整備する。
 - (a) コンプライアンスを統括する部署を設置する。
 - (b) 「グループコンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - (c) 「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。また、定期的に開催する「グループコンプライアンス委員会」において、コンプライアンス疑義案件及び不祥事件への対応並びに外部弁護士相談を踏まえた当社方針等の適切性の確認を行う。
 - (d) 当社は、法令または社内ルールなどのコンプライアンスに抵触する事案が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
 - ② 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
 - ③ 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
 - ④ 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ⑤ 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社及びグループ会社において、実効性のある内部監査体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役及び執行役員
の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存
及び管理を行う。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、以下のとおりリスク管理体制
を整備する。
 - (a) リスク管理の統括部署を設置する。
 - (b) 定期的で開催する「グループリスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や
有効性について検討し、重要事項については、取締役会に報告する。

- (c) リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
 - (d) 子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
 - ② 当社は、経営の健全性を確保しつつ企業価値を持続的・安定的に向上させ、それにより保険契約者をはじめとするステーク・ホルダーの利益保護に資することを目的として、グループの統合的リスク管理に関する方針を定める。
 - ③ 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、グループの中期経営計画及び年度計画を策定する。
 - ② 当社は、業務分担及び指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
 - ③ 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
 - ④ 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
 - (a) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役の選任・解任
 - (b) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員を選任要件
 - (c) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の業績評価
 - (d) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系
 - (e) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の報酬水準
 - (f) コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況
 - ⑤ 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事の徹底により、生産性及び企業価値の向上の実現を図る。
 - ⑥ 当社は、上記のほか、当社及びグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (5) 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、アニコムグループ経営理念に基づき、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - ② 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - ③ グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - ④ 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - ⑤ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当

社への報告事項とする。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役事務局を設置する。監査役事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
 - ② 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務及び監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
 - ③ 当該職員の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに監査役に報告した者が報告したことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
- ① 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し、重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
 - ② 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
 - ③ 当社は、当社及びグループ会社において、監査役に①または②の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。
 - ④ 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況及び報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役職務の執行に係る費用等について、当社が監査役職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払うものとする。
- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
 - ② 監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
 - ③ 監査役は、子会社監査役に対して積極的に意思疎通及び情報の交換を図るなど、子会社監査役との連携を密にし、監査の効率性を高める。
 - ④ 監査役は、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
 - ⑤ 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

⑥ 内部監査部門は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記の内部統制システムの整備及び運用状況を継続的に確認しており、必要に応じ社内諸規則、業務フロー等の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を高めるよう努めております。

また、内部監査室は独立かつ客観的な立場から、ガバナンスプロセス、コンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性及び有効性の検証を行っております。常勤監査役については、監査役監査のほか、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視をしております。

9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アニコム損害保険株式会社
特定完全子会社の住所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー39階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	10,214百万円
当社の総資産額	22,760百万円

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,202	8,092	9,353	△1	25,648
当期変動額					
剰余金の配当			△101		△101
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,112		2,112
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					-
当期変動額合計	-	-	2,010	-	2,010
当期末残高	8,202	8,092	11,364	△1	27,658

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	69	69	25,717
当期変動額			
剰余金の配当			△101
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,112
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△411	△411	△411
当期変動額合計	△411	△411	1,598
当期末残高	△342	△342	27,316

連結注記表

<金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項>

1. 連結の範囲に関する事項

(イ)連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

アニコム損害保険株式会社

アニコム パフェ株式会社

アニコム フロンティア株式会社

アニコム先進医療研究所株式会社

株式会社シムネット

(連結の範囲の重要な変更)

当連結会計年度において、アニコムキャピタル株式会社の清算手続が終了（2021年6月30日）したため、連結の範囲から除外しております。

(ロ)主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

香港愛你康有限公司

上海愛妮康動物医療有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(イ)持分法適用の非連結子会社の数 2社

持分法適用の非連結子会社の名称

香港愛你康有限公司

上海愛妮康動物医療有限公司

(ロ)持分法適用の関連会社の数 2社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社A H B

株式会社 EPARKペットライフ

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）は、時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております

② その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は定額法によっております。
なお、販売用ソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、のれんについては、その効果が及ぶと見積もられる期間に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
当社及び連結子会社は所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
当社及び連結子会社は債権等の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を、債権等の金額に乗じた額を引当てております。
また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- ② 賞与引当金
当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 価格変動準備金
損害保険子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (4) 保険契約に関する会計処理
保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の行う「ペット向けインターネットサービス事業」の商品の販売、サービスの提供に係る収益は、主に卸売又は役務の提供であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務、顧客との役務提供契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、商品の引渡し及び役務を提供する一時点において、顧客が当該商品又は役務の提供に対する支配を獲得して充足されると判断し、商品引渡・役務提供時点で収益を認識しております。
- (6) 消費税等の会計処理
当社及び連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産（仮払金）に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

のれんの評価

(2) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

のれん 2,253百万円

(3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当社グループにおけるのれんの概要

当社グループは、動物病院事業において、外部から動物病院(グループ)を事業譲受し、ペット向けインターネットサービス事業において、株式会社シムネットの株式を取得しております。いずれも超過収益力を期待して1株当たり純資産額等を上回る価額で事業譲受又は株式取得しており、当該上回る額をのれんとして計上しております。

② 算出方法等

i 償却方法

連結注記表<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項> 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法に記載の通りであります。

ii 減損損失の計上方法

a) 概要

のれんを含む資産グループに減損の兆候があり、かつ、当該資産グループに係る割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの帳簿価額を下回る場合に、減損損失を計上することとしております。

b) グルーピングの方法

動物病院事業においては、事業譲受の対象とした動物病院(グループ)、ペット向けインターネットサービス事業においては、株式会社シムネットの資産グループを、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、当該のれんを含む資産グループごとに減損の兆候把握及び減損損失の認識判定を行っております。

c) 減損の兆候把握の方法

のれんを含む資産グループについて、主として以下のいずれかの状況が認められた場合、減損の兆候があるものと判断しております。

- ・営業活動による損益が継続して赤字で推移している場合
- ・使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合
- ・経営環境の著しい悪化が認められる場合
- ・資産グループの主要な資産について、市場価格が著しく下落している場合

d) 減損損失の認識判定方法

減損の兆候があると認められた、のれんを含む資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの合計が、当該資産グループの帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識することとしております。将来キャッシュ・フローの見積期間は、主要な資産の経済的残存耐用年数又はのれんの残存償却年数としております。

e) 減損損失の測定方法

減損損失を認識する必要があると判断した、のれんを含む資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方としております。

f) 当連結会計年度における減損兆候の把握及び減損損失の認識判定結果

当連結会計年度において、のれんを含む資産グループについては、いずれも減損損失を認識する必要はないものと判断しております。

③ 主要な仮定

減損の兆候把握及び減損損失の認識判定に当たっては、各資産グループが使用されている事業の将来利益やキャッシュ・フローを予測する必要があります。これらの予測に当たっての主要な仮定は以下の通りであります。

・減損の兆候把握に関する主要な仮定

のれんを含む資産グループに係る営業利益見込額の前提となる、売上高成長率、売上原価率、販売費及び一般管理費の見込額

・減損損失の認識判定に関する主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー見込額の前提となる、売上高成長率、売上原価率、販売費及び一般管理費の見込額、主要な資産の経済的耐用年数、のれんの償却年数

④ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当連結会計年度末において減損損失の計上を不要と判断したのれんを含む資産グループについて、減損損失を計上する必要性があります。

<連結貸借対照表関係>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,418百万円
2. 非連結子会社及び関連会社の株式等はつぎのとおりであります。 有価証券（株式）	1,038百万円

<連結損益計算書関係>

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

給与	5,024百万円
広告費	2,132百万円
外注委託費	2,573百万円
代理店手数料等	5,193百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. 当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社・場所	用途	種類	減損損失
アニコム損害保険(株) (東京都新宿区)	基幹システム	ソフトウェア仮勘定	94百万円
合計			94百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業単位ごとにグルーピングを行っております。また遊休資産は個別の資産グループを構成することとしております。

なお、処分予定資産については、処分を決定した時点より単独のグルーピングとしております。

上記の基幹システムは、今後の使用が見込めなくなったソフトウェア仮勘定を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（94百万円）として特別損失に計上しております。

<連結株主資本等変動計算書関係>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	81,309,160	—	—	81,309,160
合計	81,309,160	—	—	81,309,160
自己株式				
普通株式（注）	45,636	10,800	—	56,436
合計	45,636	10,800	—	56,436

（注）普通株式の自己株式の株式数増加10,800株は、譲渡制限付株式の無償取得であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	101百万円	1.25円	2021年3月31日	2021年6月28日
計		101百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月24日開催の株主総会において、下記の通り剰余金の配当を行うことについて決議を予定しております。

- (イ) 配当の総額 203百万円
- (ロ) 配当の原資 利益剰余金
- (ハ) 1株当たり配当金 2.5円
- (ニ) 基準日 2022年3月31日
- (ホ) 効力発生日 2022年6月27日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。

運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社及び連結子会社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、下記のリスクに晒されております。

① 市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

② 信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

アニコム損害保険株式会社におけるリスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

① 市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

② 信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理をしております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を

定期的にモニタリングしております。

リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会において月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券			
その他有価証券 (*2)	14,809	14,809	-
(2) 貸付金	3	3	-
資 産 計	14,812	14,812	-
社債	5,000	4,988	△12
負 債 計	5,000	4,988	△12

(*1) 「現金及び預貯金」、「未収金」は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等及び組合出資金は、次のとおりであり、「(1) 有価証券」には含めておりません。

市場価格のない株式等 ※ 1	1,393百万円
組合出資金 ※ 2	367百万円
合計	1,761百万円

※ 1 市場価格のない株式等は非上場株式であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

※ 2 組合出資金は投資事業有限責任組合及び匿名組合であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券(*1)	24	—	—	24
資産計	24	—	—	24

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に従い、経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は14,784百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金	—	—	3	3
資産計	—	—	3	3
社債	—	4,988	—	4,988
負債計	—	4,988	—	4,988

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

貸付金

連結貸借対照表の貸付金は、持分法適用に伴う投資損失を直接減額しており、レベル3の時価に分類しております。

社債

日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

<収益認識関係>

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
財又はサービスの種類による分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	損害保険事業	ペット向けインターネットサービス事業	計		
ペット向けインターネットサービス	－	1,753	1,753	－	1,753
動物病院支援	－	－	－	278	278
保険代理店	－	－	－	15	15
動物医療分野における臨床・研究	－	－	－	1,641	1,641
遺伝子検査等	－	－	－	596	596
その他	－	－	－	706	706
顧客との契約から生じる収益	－	1,753	1,753	3,238	4,991
その他の収益	48,030	－	48,030	－	48,030
外部顧客への売上高	48,030	1,753	49,783	3,238	53,022

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店事業、動物病院支援事業、動物医療分野における臨床・研究事業、遺伝子検査事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 <連結計算書類作成のための基本となる重要な事項> 4. 会計方針に関する事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生

じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

<賃貸等不動産関係>

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

損害保険子会社では、東京都において賃貸不動産（土地及び建物）を、また兵庫県において遊休不動産（土地）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	期末時価
1,260	1,269

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

<1株当たりの情報>

1. 1株当たり純資産額

336円19銭

2. 1株当たり当期純利益金額

25円99銭

(注) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

<その他の注記>

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	76
責任準備金	426
未払事業税	49
賞与引当金	78
減価償却費超過額	200
支払備金	23
譲渡制限付株式報酬額	17
貸倒引当金	10
貸付金	9
その他有価証券評価差額金	133
その他	90
繰延税金資産小計	1,116
評価性引当額	△164
繰延税金資産合計	951
繰延税金資産（負債）の純額	951

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0
住民税均等割	1.3
評価性引当額の増減	1.4
還付税額	△2.2
連結子会社との税率差異	△2.8
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.5</u>

2021年度（2022年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,764	流 動 負 債	586
現 金 及 び 預 金	4,759	未 払 費 用	0
前 払 費 用	38	未 払 金	259
未 収 入 金	966	リ ー ス 債 務	3
そ の 他	0	未 払 法 人 税 等	298
固 定 資 産	16,996	預 り 金	11
有 形 固 定 資 産	81	賞 与 引 当 金	11
建 物	18	そ の 他	0
工 具、器 具 及 び 備 品	56	固 定 負 債	5,503
リ ー ス 資 産	6	社 債	5,000
無 形 固 定 資 産	29	リ ー ス 債 務	2
ソ フ ト ウ エ ア	11	長 期 預 り 保 証 金	500
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	17	負 債 合 計	6,090
投 資 そ の 他 の 資 産	16,885	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	16,315	株 主 資 本	16,670
長 期 前 払 費 用	10	資 本 金	8,202
敷 金	548	資 本 剰 余 金	8,092
繰 延 税 金 資 産	11	資 本 準 備 金	8,092
		利 益 剰 余 金	376
		そ の 他 利 益 剰 余 金	376
		繰 越 利 益 剰 余 金	376
		自 己 株 式	△1
		純 資 産 合 計	16,670
資 産 合 計	22,760	負 債 及 び 純 資 産 合 計	22,760

2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,698	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	105	1,803
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,621
営 業 利 益		182
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
そ の 他	1	2
営 業 外 費 用		
社 債 利 息	15	
支 払 利 息	0	
そ の 他	0	15
経 常 利 益		168
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	147	
そ の 他	0	149
税 引 前 当 期 純 利 益		19
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△10
法 人 税 等 調 整 額		30
法 人 税 等 合 計		19
当 期 純 利 益		0

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	8,202	8,092	8,092	477	477
当期変動額					
剰余金の配当				△101	△101
当期純利益				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	-	△101	△101
当期末残高	8,202	8,092	8,092	376	376

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△1	16,771	16,771
当期変動額			
剰余金の配当		△101	△101
当期純利益		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			-
当期変動額合計	-	△101	△101
当期末残高	△1	16,670	16,670

個別注記表

<金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
- (2) その他有価証券 時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理
(市場価格のない株式等以外のもの) し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
(市場価格のない株式) 移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備
(リース資産を除く) 及び構築物については定額法) によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 : 8～15年
工具、器具及び備品 : 2～10年
- (2) 無形固定資産 定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間
(5年) に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の経営管理に係る収益は、主に子会社等への経営管理業務の役務提供による収入であり、子会社等との経営管理契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。当該経営管理契約は、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」〔企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。〕等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

7. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

関係会社株式の評価

- (2) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

関係会社株式 16,315百万円

関係会社株式評価損 147百万円

- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当社における関係会社株式の概要

当社は保険持会社として、ペット保険を中心とする損害保険事業、インターネットサービス事業、動物病院事業等を営む関係会社の株式を保有しております。関係会社株式には、出資設立により取得した株式の他、外部より取得した株式が含まれております。

② 関係会社株式の評価方法

i 出資設立した関係会社株式の評価方法

関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たり純資産額を実質価額とし、これが取得原価に比べ、50%以上低下した場合、原則として、評価損を計上することとしております。ただし、事業計画による利益の計上により、5年以内に、実質価額が取得原価まで回復すると見込まれる場合には、評価損を計上しないこととしております。これにより、当事業年度において、関係会社株式のうち、香港愛你康有限公司については評価損11百万円を損益計算書に計上しております。その他の関係会社株式については、いずれも評価損を計上する必要はないものと判断しております。

ii 外部より取得した関係会社株式の評価方法

外部より取得した関係会社株式は、超過収益力を期待して、財務諸表を基礎とした1株当たり純資産額よりも相当程度高い価額で取得しており、取得時に想定した事業計画の進捗状況に応じて、以下の通り評価しております。

a) 当初事業計画を達成している場合

当初事業計画を上回る利益水準で実績が推移している場合、株式取得時に想定した超過収益力は毀損しておらず、実質価額は低下していないものと判断し、評価損の計上が必要な状況にはないものと判断しております。

b) 当初事業計画を達成していない場合

当初事業計画を下回る利益水準で実績が推移している場合、取得時に使用した株式評価モデルに基づき、改めて実質価額を算定し、これが取得原価に対し50%以上低下している場合、原則として、評価損を計上することとしております。ただし、事業計画による利益の計上により、5年以内に、実質価額が取得原価まで回復すると見込まれる場合には、評価損を計上しないこととしております。

c) 当事業年度における関係会社株式の評価結果

当事業年度において、関係会社株式のうち、株式会社 EPARK ペットライフについて、評価損135百万円を計上しております。その他の関係会社株式については、いずれも評価損を計上する必要はないものと判断しております。

③ 主要な仮定

関係会社株式の評価に当たっては、各社の将来利益を予測する必要があります。これらの予測に当たっての主要な仮定は、各社の当期利益見込額の前提となる、売上高成長率、売上原価率、販売費及び一般管理費、営業外損益、特別損益の発生見込額であります。

④ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度末において評価損の計上を不要と判断した関係会社株式について、評価損を計上する必要が生じる可能性があります。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	256百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
(1)短期金銭債権	962百万円
(うち未収入金)	(962百万円)
(2)短期金銭債務	170百万円
(うち未払金)	(170百万円)
(3)長期金銭債務	500百万円
(うち長期預り保証金)	(500百万円)

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高	
関係会社からの経営管理料	1,698百万円
関係会社からの受取配当金	105百万円
2. 特別損失の内訳	
固定資産除売却損の内訳	
工具、器具及び備品	1百万円
	<hr/>
	1百万円
	<hr/>

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 56,436株

<収益認識に関する注記>

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額	3百万円
未払事業税	3百万円
賞与引当金	3百万円
関係会社評価損	243百万円
繰越欠損金	11百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	266百万円
評価性引当額	△254百万円
繰延税金資産合計	11百万円
繰延税金資産の純額	11百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	43.8
住民税均等割	19.3
受取配当金益金不算入額	△161.3
評価性引当金の増減	45.3
過年度法人税等	17.4
連結納税子会社の清算による調整	104.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	99.5

<関連当事者との取引に関する注記>
 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アニコム損害保険株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務	経営管理料 (注) 2	1,639	—	—
				連結法人税	662	未収入金	662
子会社	アニコム パフェ株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務	増資の引受 (注) 3	600	—	—
子会社	アニコム先進医療研究所株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務	増資の引受 (注) 4	700	—	—
子会社	香港愛你康有限公司	直接 52%	役員兼務	増資の引受 (注) 5	11	—	—

(注) 1. 取引金額は税抜き、期末残高は税込みで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が受託する経営指導及び業務支援内容等を勘案した上で、子会社の事業規模等により決定しております。

3. 当社がアニコムパフェ株式会社の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

4. 当社がアニコム先進医療研究所株式会社の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

5. 当社が香港愛你康有限公司の増資に際し出資したものであります。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額	205円17銭
2. 1株当たり当期純利益額	0円00銭

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。